

乙部中学校 学校いじめ防止基本方針

盛岡市立乙部中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは「人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題」である。そして、いじめについては、いつでも「いじめられる側に立った対応」を最優先にしなければならない。また、「どの生徒も被害者と加害者になり得る」という認識を常にもち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒と教職員、また生徒同士が信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。本校では、校訓「幸せ築く 道を拓かん」を受けた目指す生徒像の一つに「心を豊かに磨く生徒」を掲げている。その実現のため、随所に心を育てる取組を展開し、生徒が自己存在感を味わうことができる活動の一つ一つを作り出し、その中で、思いやりのある温かい集団を形成させ、1人1人の生徒が仲間とともに心を豊かに成長させられる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為であり、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条に準じたもの）

[具体的ないじめの態様]

- ・ ひやかしやかからかい、悪口や陰口、脅し文句、嫌なことをしつこくくり返し言われる。
- ・ 意図的な仲間はずれ、集団によって無視される。
- ・ 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、荷物を持たせられたり、暴力をふるわれる。
- ・ 金品をたかられる。とられる。かくされる。
- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ・ 多くの人が見る可能性のある場所や書類に、名前や悪口を書かれる。
- ・ 発言したことを、笑われたり、冷やかされたり、皮肉を言われたりする。
- ・ ふざけたふりをして、仕草や話し方などのまねをされる。
- ・ 正当な理由もないのに、責められる。
- ・ 外見的にはけんかのように見えても、いじめられた意識があるものはいじめである。
- ・ パソコンやスマートフォン等インターネットの世界で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

生徒からの訴えがあった場合、それはすべて「いじめ」と積極的にとらえ、対応する。

「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が届いている証である。」

3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われ

るものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3ヶ月を目安とする。

(2) 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面接等により確認する。

4 いじめ防止対策組織

月末ごとに定例開催とする「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員だけで抱え込むことなく情報共有し、組織的に対応する。

委員会は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、適応指導担当、関係学級担任、養護教諭にスクールカウンセラーを加えて構成する。

また、緊急を要する場合は、定例会の他に必要に応じて開催し、対応を進める。

5 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ 行事、授業、部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感や自己肯定感を育むことができるようにする。

ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うために、教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教育相談アンケートや教育相談を定期的に行い、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。(教育相談アンケート 奇数月に1回実施)

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。(教育相談優先日＝毎週月曜を活用し全員個人面接)

ウ アンケートの結果や日常生活のなかでいじめにかかる事案が発生した場合、必要に応じて全校や学年の集会や全体指導を実施し、いじめを許さない風土を醸成する。

エ 校内のいじめ相談体制として、適応指導担当が窓口となり、必要に応じて各学年担当やスクールカウンセラーの対応につなげる。

(3) いじめに対する措置

ア いじめを発見したり、通報を受けたりした場合、「情報共有票」への記入及び回覧、職員朝会での報告を通じて教職員全員で情報共有すると共に、「いじめ対策委員会」を中心に組織的対応を行う。

イ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」という相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

- ウ いじめられる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が上げられず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらわずに所轄の警察署に相談して対処する。
- エ いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。このとき、いじめられている生徒にも責任があるという考え方を完全に排除し、生徒のプライベートなどの個人情報に十分に留意する。また、周囲の友人や保護者からの情報を求め、事実関係を明らかにするよう努める。（保護者への説明責任を丁寧に果たす。）
- オ いじめられた生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、スクールカウンセラー、家族など）と連携し、寄り添い、支える体制をつくる。
- カ いじめた生徒に対して、徹底して事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、再発を防止する。
- キ いじめた生徒からの事実関係を聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得、以後の対応を適切に行うことができるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- ク いじめた生徒への指導に当たっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」と理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、あくまでも寄り添い、支え、諭しながら、健全な人格の発達を目指して継続的な指導を行う。
- ケ いじめた生徒に対して、教育上必要があると認める場合、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加えることができる。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える場合、教育的配慮に十分に留意し、自らの行為の悪質性を理解し、健全な成長を促す目的で行う。
- コ いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやし立てるような行為は、いじめに加担することであることを理解させる。いじめは絶対に許されない行為であることを学級全体で話し合うなど、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- サ いじめの解決とは、当事者による謝罪行為で終わるものではなく、いじめた生徒といじめられた生徒、周囲の生徒との関係の修復を経て、全体が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すまで（※いじめの行為が止んで3ヶ月以上経った状態・被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない状態）と判断されるべきである。
- (4) ネット上のいじめへの対応
- ア ネット上の不適切な書き込み等については、勝手な判断で削除せず、警察や法務局等と連携し、対処する。
- イ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるよう情報モラル研修会など、必要な啓発活動を行う。
- ウ 中学生にスマートフォンを持たせることは、保護者の責任のもとに使用させることであると保護者に伝える。また、ネット上の危険に子どもをさらし、場合によっては犯罪に巻き込まれる可能性があることを認識していただき、必ずフィルタリング設定をした上で、家庭内のルール作りを積極的に進めていただくよう啓発する。

6 重大事態への対応

<重大事態とは> (1)(2) 推進法第 28 条

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な損害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 欠席 30 日を待つことなく、一定期間連続した欠席が見られる場合
- (3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

<重大事態の報告>

重大事態(1)～(3)いずれの場合も速やかに調査し、事実関係を明確にし、報告する。

【報告 1】重大事態発生(疑い)の報告 → 市教育委員会へ

【報告 2】事実関係の調査結果の報告 → 市教育委員会へ

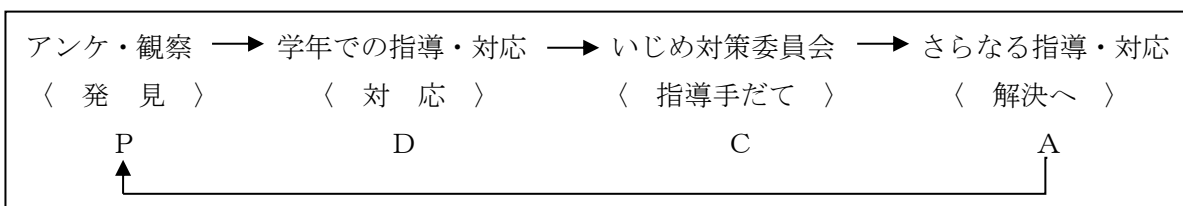
生徒と保護者へ適切に提供

<学校が調査の主体となる場合の調査>

- (1) 市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、適切な専門家・有識者を加えるとともに、第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害生徒および保護者に対する調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、客観的な事実を聴き取り等で明らかにし、いじめの事実関係を可能な限り明確にする。
- (5) 調査結果を市教育委員会へ報告する。
- (6) 被害生徒および保護者に対し、調査によって明らかになった事実のみならず、調査の進捗状況、途中経過も含め、適切に情報提供する。
- (7) 被害生徒および保護者の意向を最優先とし、すべての保護者に事案について説明し解決に向けて協力を依頼するとともに、「いじめ対策委員会」でまとめた防止策を示す。

7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル (Plan→Do→Check→Action) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関するアンケートを毎月末に実施し、その結果をいじめ対策委員会で検討する。



8 いじめを生まない学校作り

(1) 教職員による指導について

- ア Q-Uの結果などを生かしながら、生徒が互いのことを認め合ったり、支え合ったり、心の繋がりを感じたりする、心の居場所と絆のある学級経営に取り組む。
- イ 生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を展開し、生徒に自己有用感や自尊感情を育む。そのために「ほめる」「認める」「寄り添う」ことを心がけて指導する。
- ウ すべての教師が、生徒自身が活動するわかりやすい授業作りを心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感をもたせる。
- エ 生徒の豊かな情操と道徳心、よりよい人間関係作りができる力を養うため、道徳授業の充実を図る。
- オ アルミ缶回収やペットボトルキャップ回収、盛岡聴覚支援学校生との交流、お年寄りとの交流（施設訪問・行事への招待・敬老会への参加）、地域奉仕活動等を通して、生徒にボランティア精神（見返りを求めず人に尽くす心）を養う。また、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を通してそのことを指導する。
- カ いじめの問題にかかわる校内研修会や、いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断など、いじめの防止等に関する自らの資質向上に努める。

(2) 生徒に培う力とその取組

- ア 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。生徒たちの具体的行動を逃さず取り上げ認める「人のために行動できたで賞」の取組を通して価値観を育てる。
- イ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考えさせ、主体的に取り組もうとする力を育む。
- ウ 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をできる力を育てる。
- エ 生徒の主体的な取組として、生徒会による「いじめ撲滅宣言」、いじめ防止標語・ポスターの作成、いじめについて考えたり考えを伝えあったりする機会づくり等を進める。

(3) 家庭・地域との連携

- ア 学校いじめ防止基本方針を保護者に配布し理解いただくとともに、PTAの集まり等の場でいじめの実態や指導方針について説明するなどして協働態勢の構築に努める。
- イ 学校だより、学級通信や学年通信を通じて、こまめに保護者に協力を呼びかける。
- ウ 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

9 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの未然防止、早期発見に関わる取組に関すること」を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。